

三重県自動車販売健康保険組合並びに加入事業所が

共同で実施する健康診査事業の公表について

三重県自動車販売健康保険組合
理事長 竹林 憲明

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。三重県自動車販売健康保険組合（以下「当組合」という。）では、健康診査事業について、加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 加入事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者の健康管理等を効率的、効果的に実施するため、加入事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

当組合が実施する健康診査に係る検査項目の範囲

- ・労働安全衛生法に定める健診項目（法定健診）
- ・特定健診項目（質問票含む）
- ・オプション検査等の付加検査項目

3. 共同利用する者の範囲について

（1）当組合

保険事業担当役職員

（2）加入事業所

事業主、健康管理事務担当役職員（産業保健専門職含む）

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

- （1）加入事業所においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、労働者が健康

な日常生活を送れるように、当組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

(2) 当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、加入事業所とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

また、健診データに基づく健康相談、保健指導等を実施します。

5. 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について

健診データの管理責任者は、当組合の常務理事と加入事業所の事業主です。